

X R 高槻城アプリ制作業務委託仕様書

この仕様書は、X R 高槻城アプリ制作業務について必要な事項について定める。

- 1 業務の名称 X R 高槻城アプリ制作業務
- 2 業務の目的 本業務は、高槻市（以下「本市」という。）に所在し、近世城郭で高槻藩の政治的拠点であった「高槻城」について、城下町を含めて古地図を参考にしたX R コンテンツを取り入れた機能や、高精細な3DCGで再現する内容を備えたスマートフォン向けアプリケーションの開発を行い、一般公開・配信することで、貴重な歴史遺産を市内外にPRすることを目的とする。
- 3 業務期間 契約締結日から令和8年3月31日まで
- 4 業務内容
 - 1 スマートフォン向けX Rアプリ（以下「X Rアプリ」という。）の開発
 - (1) X Rアプリについて
X RとはAR、VR、MR等の拡張現実技術の総称であり、現在は地上建造物等が存在しない高槻城の魅力を引き出すためにX Rアプリではそれらの技術を活用すること。
 - (2) X Rコンテンツ
 - ア. 所定の場所に設定されたマーカーに移動すると位置情報に応じてX Rコンテンツが再生される機能を用意すること。
 - イ. X Rコンテンツの再生は、誰でもスムーズに操作が可能なものとし、本市担当者が難解と判断する場合には修正すること。
 - ウ. 現地で利用するコンテンツであることから、当時の様子を楽しみながら高槻城の魅力を感じてもらえる工夫をすること。
 - エ. 江戸時代の高槻城の古地図と現在の地図とあわせて高槻城の歴史的なつながりを感じることが可能な機能を用意すること。
 - (3) CG再現機能
 - ア. 高槻城の天守や櫓など古地図を元にして城郭建造物や橋などの城下町を含めた遺構を高精細で再現されたCGを快適に操作できる機能を用意する。
 - イ. iOS15以降、Android9以降のスマートフォン及びタブレットで直感的な操作が出来、誰でも迷わず使用できるインターフェイスを用意する。
 - ウ. 再現するCGは快適にスマートフォンでの操作が可能なものであって、より高精細な内容であること。
 - エ. 再現するCGは、(2)のX Rコンテンツと違い、どこでも表示・操作ができるものとする。
 - オ. 再現するCGは現在の地図と切り替え可能で、位置情報を連動させること。
 - (4) X R体験の利用状況の把握
本事業の毎月の利用状況をデータで蓄積し、利用成果を把握できるようにすること。
 - (5) X Rアプリの容量
開発するX Rアプリのデータ容量は利用者がどこでもダウンロード可能なサイズで制作し、現地等で気軽に楽しめるようにすること。
 - (6) X Rアプリの本市関係者向け事前公開
X Rアプリは、令和8年1月末までに完成させて、一般公開・配信の前に本市関係者向けに公開し、本市側での十分な検証を実施後に一般公開すること。
 - (7) X Rアプリの拡張性
開発するX Rアプリは、次年度以降に新たなコンテンツや情報を追加できるよう、拡

- 張性をもたせた設計とすること。
- (8) 保守管理への配慮
XRアプリは、なるべく安価な金額で容易に保守管理が行えるよう配慮して設計すること。
 - (9) 保守管理費用
XRアプリの保守管理費用は、本委託契約の業務期間内については無償とする。次年度以降必要となる保守管理費用については事前に金額を明示すること。
- 2 XRアプリ内におけるXRコンテンツ及び高槻城再現CGの提案と制作
- (1) XRコンテンツは、高槻城としての魅力を引き出せるカットで当時の様子を再現するものとし、内容については提案すること。
 - (2) 再現するCGは、江戸時代の古地図や古文書、発掘調査等の成果を参考としてリアルなものとする。
 - (3) またCGとは別に、設定された地点に行くことができるXRコンテンツや地点表示、解説などを設定すること。
 - (4) 京・大坂の中間拠点として、江戸時代を通じて高槻藩の中心となった高槻城とその城下町の魅力を十分に理解しCGを高精細で制作すること。
 - (5) XRコンテンツと3DCGについて、受託者が任意で外部有識者の監修を受けて制作を行う場合、外部有識者への謝金及び必要な経費については委託料の中で賄うこと。
- 3 魅力あるコンテンツの制作及びその他有益な提案
- (1) XRスポットや地点表示、解説以外で、ゲーム機能、スタンプラリー、チェックイン機能または記念撮影など、現地での利用者に対して訴求力を有する魅力あるコンテンツを1メニュー以上提案し、設定すること。
 - (2) XRアプリのダウンロード促進につながるような提案をすること。
 - (3) その他、本件を効率的・効果的に進めることを可能にする有益な提案を有する場合はその都度提案すること。
- 4 将棋に関連したコンテンツの提案と制作
- (1) 「将棋のまち高槻」を周知するようなコンテンツを提案すること。
 - (2) 将棋に関連したコンテンツには高槻城跡から出土した将棋駒を活用すること。
- 5 本業務広報用チラシの制作
- (1) 本業務の概要説明や使用解説を紹介する一般配布用のチラシを制作すること。
 - (2) 用紙はA4判・両面カラーとし、5,000部を印刷し納入すること。
 - (3) また、制作したチラシデータは別途PDFファイルで納品すること。
- 6 本業務のシステム要件
- (1) 動作対象機種は iPhone 端末、Android 端末の2機種のスマートフォン・タブレット端末を対象とする。
 - (2) 対象OSは iOS15 以上及び Android9 以上とする。
 - (3) 本業務委託契約終了後、システムの改ざん、不具合等、情報セキュリティ上の脅威が発生したときには、直ちに本市に通知するとともに、遅滞なくその詳細な状況を書面により本市に報告し、復旧事務処理等に関する今後の方針案を提示のうえ、速やかに対応を行うこと。
- 7 納入物
- 本業務の納入物は以下のとおりとする。
- (1) アプリケーション (アプリストア内)

- (2) 本業務広報用チラシ
- (3) デジタルコンテンツデータ (USBメモリ等の記録媒体)
- (4) 操作手順書及び運用手順書
コンテンツの操作・運用方法をまとめたマニュアル
- (5) その他の本市が必要と認める納入物

8 納入場所

高槻市立しろあと歴史館 (高槻市城内町1番7号)

9 その他の留意点

- (1) 本業務の受託者は、業務の委託契約の締結後遅滞なく、受託者が提案した企画提案書をもとに、実施する業務の詳細について本市と協議の上、業務計画書を作成すること。
- (2) 本市からは高槻城に関する古地図等の基本データを提供する。
- (3) 受託者は、委託業務の終了後、成果物を添えて完了報告書を、本市に提出すること。
- (4) 本業務で得られた納入物の著作権については、すべて本市に無償で譲渡するものとし、受託者は著作者人格権を行使しないものとする。また、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら発注者の責めに帰す場合を除き、受託者の責任と負担において一切の処理をすること。
- (5) 第三者が権利を有する著作権については、受託者が業務履行に関わるすべての著作権について利用承諾を得ることとし、そのために必要となる利用承諾手続きは受託者が行い、利用承諾に必要な費用は本業務に含むものとする。
- (6) 委託業務に従事する者に本市の環境方針を周知すること。また、環境への負荷の低減及び環境への配慮の推進の取組について協力するように努めること。
- (7) この仕様書に定めのない事項は、その都度協議し文書により取り決める。